

○釧路司法書士会法律扶助サポート委員会規則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 釧路司法書士会会則第49条に定める特別委員会の名称は、釧路司法書士会法律扶助サポート委員会（以下（委員会）という。）と称する。

(目 的)

第2条 委員会は、民事法律扶助事業における相談、助言及び連絡にあたるため、次の業務を行うことを目的とする。

(業 務)

第3条 委員会は、次の業務を行う。

- (1) 民事法律扶助事業に関する調査、研究
- (2) 民事法律扶助事業に関する研修、相談会の企画・運営
- (3) 財団法人法律扶助協会が行う事業の参画
- (4) 財団法人法律扶助協会の委員の派遣
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な業務

第2章 組 織

(委員会の選任)

第4条 委員は理事会において会員の中から選任する。

- 2 委員の任期は、就任後第2回目の定時総会終結の時とする。
- 3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、他の委員の任期の残任期間とする。
- 4 任期満了により退任する委員は、新たに選任された委員が就任するまで引き続きその職務を行う。

(委員会の構成)

第5条 委員は、委員会を構成する。委員の総数は、6名以内とする。

- 2 委員は、委員長及び副委員長各1名を互選する。

(委員長の職務)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員会の事務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員会の運営)

第7条 委員会の決議は、出席した委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、委員長が決する。

- 2 会長が指名した本会役員並びに委員長の許可を得たものは、委員会に出席し、意見を述べることができる。
- 3 委員長は会長に対し、委員会の活動状況を報告するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員および委員であった者および委員会に参加した者は、正当な事由がある場合でなければ、職務上知り得た他人の秘密および委員会において秘密であることを決定した事項に関しては、これを他に漏らしてはならない。

第3章 細 則

(細 則)

第9条 この規則の運営に必要な細則は、会長の承諾のもと、委員会において定めることができる。

附 則

1 この規則は、平成12年11月18日から施行する。